

松本市告示第199号

松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

松本市長 臥雲 義尚

松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な温泉地づくりを進めるため、温泉地の振興又は維持に資する活動を行う旅館組合、観光協会、源泉組合、団体等が行う源泉保護管理施設及び温泉供給の維持管理等に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事務所を有する旅館組合、観光協会その他これらに類する団体(以下「旅館組合等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 定款を有する団体であること。
 - イ 温泉地の観光資源の開発、保護又は活用に携わる団体であること。
 - ウ 設立から3年以上経過した団体であること。
 - エ 団体の主たる構成員が松本市市税条例(昭和26年条例第26号)第179条に規定する入湯税の特別徴収義務者(以下「入湯税特別徴収義務者」という。)であること。
- (2) 源泉を管理する組合その他これらに類する団体(以下「源泉組合」という。)で次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 定款を有する団体であること。
 - イ 源泉の管理に携わる団体であること。
 - ウ 設立から3年以上経過した団体であること。
 - エ 団体の主たる構成員が入湯税特別徴収義務者であること。

(3) 入湯税特別徴収義務者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に掲げる温泉地における源泉保護及び温泉供給の維持管理に資するものと市長が認めた事業(総事業費が45万円以上のものに限る。)であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一年度中に、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。
- (2) 国、県、市又は松本市観光コンベンション協会が交付する他の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的としていないこと。
- (4) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費等は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金申請区分申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同一年度内に1温泉地につき1回限りとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る温泉地の関係者に申請があった旨を周知するとともに、その内容を審査し、申請者の申請区分を決定したときは、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金申請区分決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 松本市持続可能な温泉地づくり事業予算書(様式第4号)

(3) 工事仕様書、工事設計書その他の事業内容の詳細が分かる書類

(4) 見積書

(5) 旅館組合等又は源泉組合の定款(第2条第1号又は第2号の補助対象者が申請する場合に限る。)

(6) 直近の入湯税を納付していることが分かる書類(第2条第3号の補助対象者が申請する場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施し、補助金の交付を決定したときは、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条第4項に規定する申請の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、松本市持続可能な温泉地づくり事業変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市持続可能な温泉地づくり事業変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、交付決定を受けた年度の末日までに、松本市持続可能な温泉地づくり事業実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 松本市持続可能な温泉地づくり事業実施報告書(様式第9号)

(2) 松本市持続可能な温泉地づくり事業収支決算書(様式第10号)

(3) 経費を支払ったことを証する書類の写し

- (4) 事業を実施したことが証明できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、当該年度において交付すべき補助金の額を確定し、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(報告)

第11条 市長は、補助金交付に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、浅間温泉、横田温泉、乗鞍高原のりくら温泉郷、上高地温泉、坂巻温泉、中の湯温泉、さわんど温泉、白骨温泉、奈川温泉、新奈川温泉、渋沢温泉、穴沢温泉、竜島温泉及び松本駅前温泉

別表第2（第4条関係）

申請区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域型	第2条第1号に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉保護管理施設に係る補修等の経費 ・源泉保護管理施設から鉱泉浴場における貯留施設までの輸送に要する設備に係る補修等の経費 ・貯留施設から鉱泉浴場施設までの配管施設に係る補修等の経費 ・源泉保護管理施設から鉱泉浴場施設までの配管施設に係る補修等の経費 	3分の2	600万円
源泉管理型	第2条第2号に該当するもの			150万円
事業者型	第2条第3号に該当するもの			

（宛先）松本市長

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金申請区分申請書

補助金申請をするに当たり、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

1 対象温泉地 （該当する温泉地名を○ で囲んでください。）	美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、浅間温泉、横田温泉、 乗鞍高原のりくら温泉郷、上高地温泉、坂巻温泉、 中の湯温泉、さわんど温泉、白骨温泉、奈川温泉、 新奈川温泉、渋沢温泉、穴沢温泉、竜島温泉、 松本駅前温泉
2 申請区分 （申請する区分を○で囲 んでください。）	地域型 ・ 源泉管理型 ・ 事業者型

様式第2号（第5条関係）

松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金申請区分決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金申請区分の申請について区分決定しましたので、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象温泉地 温泉
- 2 申請区分 地域型 ・ 源泉管理型 ・ 事業者型
- 3 その他
上記申請区分により、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱に従い申請をすること。

（宛先）松本市長

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象温泉地 （該当する温泉地名を○ で囲んでください。）	美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、浅間温泉、横田温泉、 乗鞍高原のりくら温泉郷、上高地温泉、坂巻温泉、 中の湯温泉、さわんど温泉、白骨温泉、奈川温泉、 新奈川温泉、渋沢温泉、穴沢温泉、竜島温泉、 松本駅前温泉
2 申請区分 （○で囲んでください。）	地域型、源泉管理型、事業者型
3 事業実施場所	
4 事業内容	
5 事業期間	
6 事業費	
7 交付申請額	
8 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 松本市持続可能な温泉地づくり事業予算書（様式第4号） (3) 工事仕様書、工事設計書等事業内容の詳細が分かる書類 (4) 見積書 (5) 旅館組合等又は源泉組合の定款（旅館組合等又は源泉組合が申請する場合） (6) 入湯税を納付していることが分かる書類（入湯税特別徴収義務者が申請する場合） (7) その他事業の説明に必要な書類

様式第6号（第7条関係）

松本市持続可能な温泉地づくり事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

交付決定者 住 所
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市持続可能な温泉地づくり事業を変更したいので、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更に伴う影響
- 4 添付書類

様式第7号（第7条関係）

松本市持続可能な温泉地づくり事業変更承認通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のあった松本市持続可能な温泉地づくり事業変更承認申請について承認し、年 月 日付け 指令第 号を変更したので、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認の内容

2 変更交付決定の内容

様式第8号（第8条関係）

松本市持続可能な温泉地づくり事業実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

交付決定者 住 所
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市持続可能な温泉地づくり事業について、 年度の事業が完了したので、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 事業の完了年月日	年 月 日
3 当該補助金を除く 収支決算額	(支出) 円 — (収入) 円 = (収支差額) 円
4 交付決定額	円
5 添付書類	(1) 松本市持続可能な温泉づくり事業実施報告書（様式第9号） (2) 松本市持続可能な温泉づくり事業収支決算書（様式第10号） (3) 経費を支払ったことを証する書類の写し (4) 事業を実施したことが証明できる写真等 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第9条関係）

松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のあった松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金の交付額について確定しましたので、松本市持続可能な温泉地づくり事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 備考